

茨城工業高等専門学校科目等履修生規則

〔平成4年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第54条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学科において科目等履修する場合
 - イ 高等学校を卒業した者
 - ロ 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 専攻科において科目等履修する場合
 - イ 高等専門学校を卒業した者
 - ロ 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、各学期の初めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）所定のもの）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書（本校所定のもの）
- 2 前項の規定にかかわらず、本校の学生が入学を志願するときは、検定料及び前項第2号から第4号までに規定する書類の提出を免除する。

(入学の許可)

第5条 入学の許可は、本校の教育研究に支障がないと認められる場合に、面接試験、その他による選考の上、校長が許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までに本校所定の誓約書を提出しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、本校の学生が入学を許可されたときは、入学料及び誓約書の提出を免除する。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、当該年度内とする。ただし、当該履修科目について科目等履修生の願出により校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きにより、履修期間を延長しようとするときは、本校所定の延長願を期間満了前までに、校長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料の納付)

第7条 科目等履修生は、所定の期日までに、履修する科目に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本校の学生が入学を許可されたときは、授業料を免除する。

3 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業料等の額)

第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における規則に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(単位の認定)

第9条 履修科目に係る単位の認定は、試験成績及び平常成績により行う。

(単位修得等証明書)

第10条 科目等履修生には、願い出により、履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 本規則に違背した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は、退学を命ずることがある。

(他の規則等の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学則等の本校諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月21日から施行し、令和2年8月17日から適用する。